

令和3年度 国際機関等への拠出金等に対する評価シート

総合評価	評価基準1	評価基準2	評価基準3	評価基準4
A	s	a	b	b

■ 拠出金等の概要

1 拠出金等の名称	
ユニットエイド拠出金	
2 拠出先の名称	
Unitaid（ユニットエイド）	
3 拠出先の概要	
2006 年、フランス政府の提言に基づき、WHO の関連機関として設立された官民パートナーシップ。本部はスイス（ジュネーブ）。エイズ・結核・マラリア（三大感染症）及び顧みられない熱帯病（NTDs）等を制圧するために、低・所得国において、高品質かつ安価な医薬品の供給の向上に資する事業を実施。2010 年には、医薬品等の特許の任意ライセンスを促し、医薬品等へのアクセスを促進するメカニズム（MPP）を開始した。航空連帯税を含め、革新的な資金調達手段が特色であり、2018 年までに獲得した資金総額 31 億ドルのうち、約6割が航空連帯税による各国歳入からの拠出。	
4 (1)本件拠出の概要	
● 低中所得国において、エイズ・結核・マラリア等に対する医薬品等を、安価かつ迅速に低中所得国へ供給し、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の要素のひとつである「医薬品アクセス」を確保することを通じて 持続可能な開発目標（SDGs）の達成に貢献するユニットエイドの運営を支援する。 ● なお、新型コロナウイルス感染症の世界的拡大後、ユニットエイドは、新型コロナワクチン・治療・診断への公平なアクセスを加速化させるための国際的枠組みである「ACT アクセラレータ」治療部門を担う。日本は、令和2年度第三次補正予算や令和3年度当初予算により、ACT アクセラレータの治療部門を支援し、革新的な治療技術の開発及び普及を促進している。	
4 (2) 本件拠出の形態	☒ コア拠出 ☐ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模（予算額、拠出率、拠出順位等）	
令和2年度当初予算額 110,000 千円（1億円） （拠出率）全体の 0.5% （拠出順位）2020 年（1 月 1 日～12 月 31 日）にユニットエイド事務局へ拠出を行った9か国のうち、9位。 2006 年～2020 年累計では、拠出を行った 21 か国のうち、13 位。	
令和3年度当初予算額 44,290 千円（4,429 万円） 現時点では、拠出率、拠出順位等は不明。	
5 担当課室・関係する主な在外公館	
国際協力局 国際保健政策室 在ジュネーブ国際機関日本政府代表部	

評価基準1 本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1 (1) 本件拠出を通じて達成を目指す外交政策上の目標(外交戦略、重要政策、重点分野等)
本件拠出金は、外務省政策評価体系上、「基本目標 VI 経済協力」、「施策 IV-2 地球規模の諸問題への取組」、「個別分野1 人間の安全保障の推進と我が国の貢献」、「測定指標1-3 ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)及び感染症対策の推進」の下に設定された中期目標「強固な保健システム及び緊急事態への準備を備えたユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)の達成を促進する」を達成するための達成手段の一つと位置づけている。 平成 27 年9月 11 日に策定された日本のグローバルヘルス戦略である「平和と健康のための基本方針」には、保健システム強化と健康安全保障体制構築のために日本の経験・技術・知見を活用した協力を推進すること基本方針に定められており、本件拠出は、官民の連携を促進し、これを達成するもの。 また、日本の新型コロナウイルス感染症対策支援については、「誰の健康も取り残さない」という理念のもと、UHCの達成に向けて国際社会と協力を進めることを目指し、3つの具体的分野((1)現下の感染症危機を克服し、(2)将来の健康危機への備えにも資する保健システムを強化し、(3)より幅広い分野での健康安全保障を確実にするための国際的な環境を整備する)を定めており、本件拠出はこれらを達成するための効果的な手段である。
1-1 (2) 上記 1-1 (1)の目標を達成する上での本件拠出の有用性・重要性(その他手段との相互補完性、比較優位性、代替可能性等を含む。)
●ユニットエイドは、低中所得国に対し、高品質、シンプルかつ安全で廉価な医薬品を届けるために、世界的な官民連携を推進することにより、革新的な医療技術やアプローチを推進しようとする唯一無二の機関。先進国の製薬企業が、途上国の医療改善の視点を念頭にビジネスを展開するよう、両社の繋ぎ役となるなど、民間が活動する基盤を整え、投資を促進する有用性が高い。具体的には、本件拠出により、先進国では採算が合わない疾病等の新薬開発を促進したり、既存薬の治験を推進したり、また、製品上市後に市場を確保することにより価格低下を促進させている。 ●2020 年、日本は、G7財務大臣会合で日本独自の提案として、知財プールの有用性を掲げた。これを実現する組織がユニットエイド。ユニットエイドは、製薬会社が後発品メーカーに特許を任意で使用許可し、医薬品が安価かつ大量に当該国で製造・販売されるよう医薬品特許プール(MPP)を創設し、製薬会社による自社医薬製品特許の任意提供を促している。抗 HIV 薬、結核治療薬を含む医薬品等の特許の使用許諾により、後発医薬品が 136 か国に流通し、2,000 万人以上を治療した。後発品は先発薬より平均 73%安価であり、12.3 億米ドル相当の効果が得られた。 ●ユニットエイドは、新型コロナ対応で ACT アクセラレータの治療部門を担当している。結核治療の知見を有することから、1検査につき 2.50 米ドルという廉価な迅速抗原検査キットの生産を拡大させ、医療用酸素及び約 300 万ドーズの抗炎症薬の事前購入による調達とアクセスの確保を実施するなど、比較優位性を有しており、日本がコロナ対策を実施する上で有用な機関である。 ●また、日本は、ユニットエイドへの拠出を通じて、日本国内の企業や研究機関が、国際的な新型コロナ治療等の研究・開発に参加することを促進し、日本のヘルスケア産業の育成を図り、競争力を強化し、国際展開を促進することを目指している。
1-2 拠出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況
日本は、日本の意向を反映できる地位を確保するために、理事会への参加を要請し、2020 年 12 月には、ユニットエイド執行理事会の暫定理事国に就任した。その後、理事として直接的に意思決定に参加している。
1-3 拠出先との間での要人往来、政策対話等
●2020 年 1 月、マルモラ事務局長が塚田地球規模課題審議官を表敬。マルモラ事務局長はユニットエイドが世界的な医療イノベーションを特定し早期に支援することにより、疾病治療を改善させていく方針を述べるとともに、日本の

高い医療技術が世界的に活用されていないとして、日本の民間や研究機関に存在するイノベーションを発掘すべく、日本との関係構築を目指していると述べた。

●なお、評価対象期間前の 2019 年 4 月には、マルモラ事務局長が山田外務大臣政務官及び外務省幹部を表敬（テラノヴァ・ユニットエイド顧問、マッタ WHO 上級法務担当同席）。山田政務官からは、日本企業が誇る治療薬の技術を活用し、新たな結核治療法を確立する目的として、平成 30 年度補正予算の拠出決定を発表し、日本とユニットエイドの連携が開始した。両者は多剤耐性結核等の国際的な課題解決や UHC 達成に向けて、協力して貢献していくことを確認。

1-4 日本政府以外の日本関係者（日系企業（調達先企業を含む）、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等）による拠出先への関与及び同関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性

- 日本は、平成 30 年度補正予算によるユニットエイドに対する拠出を通じて、多剤耐性結核治療法を確立する事業を支援した。これは、大塚製薬の小児用結核治療薬（デラマニド）、臨床試験（endTB 事業）を促進し、国際市場への進出のきっかけとなり得る（同試験は 2023 年に終了予定）。
- また、国際的なマラリア対策コンソーシアムとの連携により実施されている、マラリア予防のための第 3 世代の室内殺虫剤に関する事業に、日本の住友化学が参加。本事業 2020 年の投資対効果は、1 米ドルに対し 12 米ドルの効果が報告された。これは、予定していた効果（1 米ドルに対し 5 米ドルの効果）を大きく上回る結果。
- 国内のベンチャー及び中小企業等が、官民ファンドを運用するユニットエイド事業を通じて研究・開発への先駆的な投資を行うことで同企業が開発した医薬製品の国際市場の開拓に資する可能性があることから、ユニットエイドへの拠出は有用性及び重要性ともに高い。
- 本案件は、「平和と健康のための基本方針」が目指す取組の一つとして挙げられる、「日本製の医薬品・医療機器及び医療技術並びに医療サービスの技術研修や流通支援」に合致している。多様化する国際保健分野において、ユニットエイドへの拠出は、喫緊に求められる革新的な官民パートナーシップの具現化であると同時に、国際協力における官民連携の促進という日本の外交政策の具現化と言える。
- イノベーションを加速させるビジネスモデルとして、ユニットエイドは 2020 年 3 月に、日本の官民により運営されている医薬品開発のための基金（GHIT）と協力枠組みを締結し、マラリア、結核等対策へ取り組んでいる。
- 日本の NGO・NPO からは、日本企業の技術を通じた、グローバルヘルスへの日本の貢献が求められており、市民社会の理事会での政策決定参加が活発なユニットエイドへの日本の市民社会による関与は有益。

1-5 1-1(1) 外交政策目標に向けた本件拠出の貢献度に係る総括

三大感染症制圧のため、ユニットエイドによる医薬品特許プール（MPP）を含む革新的な医薬製品の研究・開発、市場開拓・拡大、調達・供給は、2000 年 G8 サミットで提唱された「沖縄感染症イニシアティブ」、2016 年 G7 サミットでの薬剤耐性感染症（AMR）対策等、日本が主要な国際会議で提唱する感染症対策に直接貢献している。また、新型コロナ対策では ACT アクセラレータの検査・治療部門の牽引役として、新薬開発及び既存の医薬製品を活用した治療法の研究・開発を支援し、日本にとって主要な連携先となっている。2021 年 2 月の ACT アクセラレータ第 4 回会合では、茂木外務大臣がユニットエイドを通じた治療薬の普及に取り組むとともに、国際社会と連携して新型コロナ対策に取り組んでいく決意を述べた。また、2020 年 9 月の国連総会一般討論演説では、菅総理大臣が、新型コロナウイルス感染症から命を守るために、治療薬・ワクチン・診断の開発と、途上国を含めた公平なアクセスの確保を全面的に支援していく旨述べた上で、「特許権プール」枠組みを提案していく考えを述べた。このようにユニットエイドとの協力のための本拠出は、国際保健分野における外交の取り進めに大きく寄与しているが、以下の点においても高い効果を挙げている。

- **費用対効果：**ユニットエイドの事業は、費用対効果に細心の注意を払っている。これまでの事業により、最大 80% 程度価格を低下させたエイズ、マラリア治療薬の頒布市場を低中所得国へ展開させた。結核対策では、製薬会社との合意により、安価で高品質の治療薬が低中所得国 100 か国の公的医療機関へ供給された。2018

年には従来治療が施されていなかった 40 万人の小児結核の子どもへの治療が提供され、診断経費が 40%削減されるなどの成果をあげた。HIV・エイズ対策では、検査結果が同日に判明する検査キットを開発し、1 検査 3.98 米ドルの免疫検査を実現し、脆弱層の HIV 検査のアクセスを向上させた。

- **イノベーション**: ユニットエイドにとってのイノベーションとは、新薬の開発だけではなく、既存の製品を改変することで生まれる新たなアプローチも意味する。ユニットエイドは高所得国に偏りがちな医療イノベーションを、低中所得国での国際保健課題解決へ振り向けるべく、官民パートナーシップを活用し、高所得国と低中所得国をイノベーションで繋ぐ可能性を常時調査・発掘している。
- **健康・医療に関する新産業創出及び国際展開の促進等に関する施策**(「健康・医療戦略推進法」): 国内ベンチャー企業や中小企業等がユニットエイド事業による医薬品の研究・開発に参加することで、ますますグローバル化する国際保健産業セクターにおいて、日本のヘルスケア産業の育成を図り、競争力を強化し、国際展開を促進する。
- **持続可能な開発目標(SDGs)の達成と人間の安全保障の推進**: 革新的な資金調達メカニズムを活用し、エイズ・結核・マラリア・顧みられない熱帯病(NTDs)等に関する医薬品の研究・開発を通じて、高品質の医薬品が安価かつ迅速に低中所得国や脆弱国に供給されるようにし、健やかな国づくりに貢献する。これを通じて、「誰の健康も取り残さない」持続可能な開発目標(SDGs)を達成する。具体的には、SDG3(万人の健康)のみならず、医療費で逼迫する世帯収入への経済的なショックを緩和することで極度の貧困を防ぎ(SDG1)、個人間及び各国間の不平等を是正(SDG11)し、日本の国際保健外交政策の柱である UHC 達成へ貢献することが期待される。また、医薬品の公平なアクセスの実現は、基本的人権と人々の尊厳を守り、日本が開発アジェンダとして掲げる人間の安全保障の推進に資する。
- **アフリカにおける民間投資の促進**: 「21 世紀最大のフロンティア」と呼ばれるアフリカでは経済成長も著しい。ユニットエイド事業は、国際的なヘルスケア産業界において、日本が目指す官民連携によるアフリカへのさらなる投資促進に資する可能性を秘めている。

評価基準2 国際機関等拠出先の活動の成果

2-1 (1) 【コア拠出分のみ】拠出先の戦略目標

(1) ユニットエイドの革新的な資金メカニズムにより、低中所得国において、エイズ・結核・マラリア等に対する医薬品等を、安価に、迅速に途上国に供給するため、事務局の円滑な事業実施。国際保健分野の国際機関、研究機関、市民社会に拠出を行い、アクセスや承認プロセスに対する革新的な介入を行うとともに、複数の治療薬(それぞれ個別の知的所有権)を組み合わせた治療法の開発等を継続して実施。また、グローバルファンドや WHO 等の国際機関と連携し、活動で得られたイノベーションの拡張(スケールアップ)を行う。

(2) 新型コロナ感染拡大を踏まえ、ACT アクセラレータの治療薬部門の共同副議長として、治療薬の研究・開発を主導。研究が進む治療薬のうち、国際的に有望視される医薬品の購入量を事前に保証し、製薬会社の積極的な開発を支援することで、迅速かつ安価な低中所得国における供給を促進する。また、低中所得国における治療薬・診断薬の大量生産を可能とし、普及を促すため、医療品特許プールの枠組みを創設及び運営する。

2-1 (2) 【コア拠出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための拠出先の取組及びその成果

・既存事業であるエイズ、結核、マラリア等の医薬品の研究・開発における評価期間中の成果は以下のとおり。

(1) アフリカ地域において HIV 自己診断キットの大量購入により、価格を 1 個 1.99 ドルまで下げて調達し、普及させた(米国では 45 ドル)。低中所得国 59 か国で右キットが販売される市場が拡大し、HIV 陽性者一人一人の尊厳を保ちつつ匿名で検査が受けられる体制が整った。その結果、世界の 81% の HIV 陽性者が自らのステータスを知ることができるようになっていく。2030 年までに 95% が自らのステータスを知るというエイズ制圧の世界目標に貢献。

- (2) 薬剤耐性結核の診断キットの量産化に貢献。全世界での感染発覚数を4年間で倍増させることに成功。
- (3) 抗マラリア剤及び新しい診断技術へのアクセスを向上させ、マラリアによる死者数を半減(2000年比)。廉価で効果的な室内残効性防蚊スプレーを市場に普及させ、2019年末までに1億3,500万人のマラリア予防に貢献。2016年から4年間で、マラリアに罹患した14,000人を救命し、480万の新規感染を予防した。
- (4) 子宮頸がん検査・治療費が11ドル(2018年は20ドル)まで下がり、啓発活動を通じて、検査・治療が促進され、癌化する恐れのある細胞の熱焼灼切除のためのポータブル治療器材業者との価格半減の交渉が成立。
- ・2020年以降開始された新型コロナ感染症関連の取組と成果は以下のとおり。
- (1) パルスオキシメーター(血中酸素濃度測定機器)、PPEの供給。
- (2) 迅速抗原検査キットの生産拡大(印の製薬会社と提携、2.50米ドル/1検査)、低中所得国14か国の検査ガイドラインへ迅速抗原検査を追加、1,400万回以上の検査体制を確保。
- (3) 医療用酸素及び約300万ドーズのデキサメタゾン(抗炎症薬)の事前購入による調達とアクセス確保により、重篤コロナ患者の約290万人を救命。
- (4) モノクローナル抗体薬の研究・開発(注:変異株発生で再検討中)。
- (5) 重篤患者救命に不可欠な人工呼吸器・医療用酸素の緊急調達に向け、WHO酸素タスクフォースを設置。低所得国に対する医療用酸素を優先供給。
- (6) 新型コロナ軽中等症患者のための治療薬開発のための臨床試験(ANTICOV)実施。
- (7) 新型コロナ感染症のHIV患者へ及ぼす影響と有効な治療薬について臨床試験実施。
- (8) 医薬品への公平なアクセス確保のため、先発医薬品開発業者の特許権の任意ライセンス共有を促し、医薬品特許プール(MPP)を支持。

2-2 【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果

2-3 評価基準2関連の日本側の取組(その結果としての拠出先の対応を含む)

執行理事会に参加し、ユニットエイドの運営・戦略策定に参画している。暫定理事国に就任した2021年1月以降は、次期戦略(2022—2017)策定プロセスに関わり、今後のユニットエイドの活動へ対する提言、日本の知見の共有を行っている。

日本は、イノベーションへの投資を活用し、医薬品への公平なアクセスを実現するユニットエイドのビジョンが日本政府の国際保健外交政策の柱であるUHCの達成に合致すると考え、令和2年度からは当初予算の拠出を開始。また、新型コロナ感染症対策において治療部門を担うユニットエイドの関連事業に対して、令和2年度補正予算を拠出した。新型コロナ感染症により、めまぐるしく変遷する国際保健分野で、どの機関にとっても一定のドナーを確保することは大いに困難である中、ユニットエイドは令和3年から新たな理事国となった日本による技術的かつ財政的貢献へ高い期待を寄せている。

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要

3-1 (1) 会計年度	1月から12月
3-1 (2) 直近2年度分の決算報告書の受領(先方公表)年月	2019年3月(2018年度分) 2020年2月(2019年度分)
3-1 (3) 報告書未受領の場合、その理由	
(参考) 次回報告書の受領予定時期等	2021年秋頃予定(日本の2020年度分)
3-1 (4) 決算報告書(及び外部監査報告書)等の要点	

2020 年に公表された財務報告書(2019 年度分)の要点は以下のとおり。同報告書は、外部監査官であるフィリピン政府監査委員会の監査を受け、適切な報告がなされているとの所見が付されている。

- 2019 年は 249,003 千ドルの自発的拠出収入額に対し、242,026 千ドルを支出。42,260 千ドルの財務収入を含めて 49,237 千ドルの残額が生じ、次年度に繰り越し。
- 予算執行率は、92.3%(執行理事会:96.7%、事務局:96.6%、ビジネス開発・市場インテリジェンス及び戦略策定・事業実施支援部門:63.5%)。
- 可能性のあるリスク: ユニットエイドは、数多くの機関に対して助成するため、被支援機関における資産運用上のリスクを担う。これに対し、ユニットエイドは一連のリスク軽減措置を採用している。
- 具体的には、事業策定時から事業完了時まで、事業資金が予定された目的に適った使用、事業の質及び費用対効果の観点から見た事業成果、不正のリスク、汚職、不始末を未然に予防するためのリスク管理を実施。具体的には、事業実施団体に対する継続的な評価、定期的な事業報告及び財務報告、事業の中間評価と完了時評価、財務審査が含まれる。
- ユニットエイドの事業予算は限られた数のドナーによる拠出に影響されるため、安定的な歳入の観点からリスクがある。

なお、WHO 関連機関であるユニットエイドは、ユニットエイド憲章と WHO の財務規則に則り、国連機関の財務規則に従い、IPSAS(国際公会計基準)に則った財務・会計基準を採用している。ユニットエイドの現金残高は、WHO によって管理され、支出は WHO の規則に沿って行われる。米ドル以外の為替取引には、国連のオペレーションレート(UNORE)に従っている。

3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント(ガバナンス、コンプライアンス、リスク管理等を含む。)(コア拠出の場合、拠出先機関全体にかかるマネジメント。コア拠出でない場合、拠出事業にかかるマネジメント。)

3-2 (1) 組織・行財政マネジメントの更なる改善や課題克服に向けた主要な取組の状況(改革ビジョン・戦略・実施計画等の策定状況、改革計画等の実施状況と成果等)

- 現地事務所を持たないユニットエイドは、実施対象国に根差して草の根レベルで活動する NGO とのパートナーシップを活用して事業管理を行い、現地事務所運営費や外国人専門家の現地活動費用等の事業経費を節約するなど、費用対効果を重視している。
- ユニットエイドは、事業実施において透明性・説明責任を推進している。国際援助透明性イニシアティブ(IATI: 援助の透明性・説明責任を促進)のランキングで、1,000 以上を数える対象機関の中で、マルチ援助機関部門の 13 位に位置している。

3-2 (2) 組織・行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案(国際報道等組織内外から提起された疑義等を含む)の概要・対応ぶり。

3-2 (3) 上記 3-2 (1)及び 3-2 (2)の課題克服等に向けた日本側の働きかけや取組

- ユニットエイドの新型コロナ対策は、ユニットエイドの理事会のみならず、新型コロナウイルス感染症のワクチン・治療薬・診断の開発・生産・公平なアクセスを加速化させるための国際的な枠組みであり、その活動は ACT アクセラレータ・ファシリテーション・カOUNシル会合においても監督されている。同会合では、低中所得国対象のコロナ治療薬の公平なアクセスを確保するための官民パートナーシップ事業として、関係者の関心を集める議題となっており、ユニットエイドの組織・行財政マネジメント、戦略及び事業計画・実施状況についても議論がなされている。日本の外務省幹部は、各ファシリテーション・カOUNシルに毎回参加しており、第4回会合では茂木外務大臣が日本のユニットエイドを通じた治療薬の普及に関し発言している。

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況(専門職以上の職員を対象。原則各年12月末時点。)						
(1) 日本人職員数の増減						
過去3年の日本人職員数				☐ 拠出金の使途範囲内(拠出先の部局等) ☐ 拠出先全体		(参考) 全職員数
2016	2017	2018	平均値	2019	日本人職員の増減	2019
0	0	0	0	0	0	-
2017	2018	2019	平均値	2020	日本人職員の増減	2020
0	0	0	0	0	0	101
備考	・全職員数はコンサル等も含む。 ・日本は、ユニットエイドに対し2018年(平成30年度補正予算)に拠出開始し、2021年1月から執行理事会、暫定理事国として参加を開始した。今後は、日本再興戦略に掲げた2025年までに国連関係機関の日本人職員数を1,000人とする目標達成へ向け、職員増強を検討する。					
(2) 日本人幹部職員数の増減						
過去3年の日本人幹部職員数						
2016	2017	2018	平均値	2019	幹部職員数の増減	
0	0	0	0	0	0	
2017	2018	2019	平均値	2020	幹部職員数の増減	
0	0	0	0	0	0	
備考						
(3) 上記4-1(1)及び4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況(ASG相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等)						
4-2 本件拠出金を基準4の評価対象としない場合(「N/A」とする場合)、評価対象としない(「N/A」とする)合理的理由						